

◆重要事項説書◆

蒼翠合同会社
あおみ訪問介護事業所
〒770-0047
徳島県徳島市新浜本町一丁目1番43号

介護保険事業所番号
3670105778

総合事業訪問介護サービス重要事項説明書

(2026年7月1日現在)

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 088-661-7422

(午前9時～午後6時まで)

担当(管理者) 松山 大輔

※ ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

2 総合事業訪問介護サービス事業所

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	3670105778
事業所名	あおみ訪問介護事業所
所在地	徳島県徳島市新浜本町一丁目1番43号
サービス提供地域	徳島市、北島町、石井町

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名			1名
サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修修了者	2名			2名
従事者	介護福祉士 実務者研修修了者	3名(1名) 0名(0名)	4名(0名) 2名		9名
	ヘルパー養成講習1.2級修了者 初任者研修修了者	0名	3名		3名

※ () 内は男性

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○		
土	○	○	○		

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 8/13～8/15、12/31～1/3は休業・日祭日休業

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・入浴介助、買い物に伴う移動介助等

利用者の身体に直接触れる介助等

- ・ADLの意欲向上の為に利用者と共に行う自立支援の為のサービス

(2) 生活援助

- ・買物

- ・調理

- ・掃除

- ・洗濯

等

(3) その他日常生活上の支援

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の 1 割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。

〔料金表〕 2割負担の方は、料金が下表の 2 倍になります。

区分	11（おおむね週1回）	12（おおむね週2回）
① 利用料金	12,006円	23,983円
② そのうち介護保険から給付される額	10,805円	21,584円
サービス利用にかかる自己負担額（①－②）	1,201円	2,399円

＊**訪問介護職員処遇改善加算(Ⅱロ)** 当事業所の総単位数に 26.6% を乗じた単位数の 1 割から 3 割を毎月 1 回算定

＊**初回加算** は 200 単位（初回のみ算定）

＊総合事業訪問介護サービス計画（介護予防サービス・支援計画がある場合は、それを踏まえた総合事業訪問介護サービス計画）において、具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

＊利用料金は 1 ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス・支援計画において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等によりサービスの利用が少なかった場合、または多かった場合でも、日割りでの割引・増額はしません。

＊単位数×地域加算（7 級地）1 単位 10,21 円

- (2) 交通費 前記2の(1)のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。
- (3) その他
- ① お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。
- ② 料金のお支払方法
- 毎月、翌月10日以降に前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。
- お支払方法は、口座振替・銀行口座振り込み・現金集金・の中からご契約の際にお選びください。口座自動引き落とし（翌月26日引き落とし）になります。
- ③ キャンセル料について、当日キャンセルの場合1回につき利用者負担額の80%を徴収する場合がございます。

キャンセルの時期	キャンセル料
<u>ご利用日の前営業日17時まで</u> にご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時までにご連絡がなかった場合	利用者負担金の80%の額

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、総合事業訪問介護サービス計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合（ショート入所は除く）
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定が、非該当（要介護または自立）と認定された場合、利用者が事業対象者でなくなった場合。

- ・ 利用者が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず90日以内に支払わない場合、または利用者や利用者家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 当社の総合事業訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 指定介護予防訪問介護事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
2. 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画の作成後、個別計画の実施状況等の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
3. 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(2) サービスの利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更希望はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施状況	○	毎月1回勉強会を実施
サービスマニュアルの作成状況	○	
個人情報の使用同意書	○	
その他		

7 虐待防止・身体拘束について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松山 大輔
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

(6) 利用者自身の、身体を拘束する行為の禁止等、委員会設置し研修の開催。

※事業者は、原則として利用者に対して**身体的拘束等**を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1)

切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2)

非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3)

一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

8 下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎられる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシャルハラスメント

- ・訪問介護員の体を触る、手を握るなど
- ・腕を引っ張り抱きしめるなど
- ・ヌード写真を見せるなど
- ・性的な話し卑猥な言動をする など

■その他

- ・訪問介護員の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー 行為など

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、介護予防サービス・支援事業者等へ連絡します。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	()

10 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 秘密保持及び個人情報の保護

事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

13 サービス内容に関する苦情

① 当社利用者 相談・苦情担当

電話 088-661-7422 (管理者) 松山 大輔

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

国民健康保険団体連合会（介護保険課）	連絡先電話	088-665-7205
徳島市役所 高齢介護課	連絡先電話	088-621-5176
石井町役場 長寿社会課	連絡先電話	088-674-6111
北島町役場 健康保険課	連絡先電話	088-698-9805
徳島県運営適正化委員会	連絡先電話	088-611-9988

事業者 〔事業者名〕 蒼翠合同会社

〔住所〕 〒770-0047
徳島県徳島市名東町1丁目395番地の8

〔代表者名〕 代表社員 松山 大輔 印

事業所 所在地 徳島県徳島市新浜本町一丁目1番43号
名称 あおみ訪問介護事業所
(事業所番号 3670105778)
説明者 職名・氏名 管理者・サービス提供責任者・
松山大輔

私は、契約書および本書面により、事業者から総合事業訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

電話 03-3463-1111